

# 公益財団法人日本スポーツ協会 協賛制度規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)が実施する企業協賛に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (趣旨)

第2条 この規程は、本会と企業・団体等(以下、「企業等」という。)が円滑かつ友好的に連携することで、当協会と企業等との相乗効果によりスポーツを推進していくことを趣旨として定めるものである。

## (要件)

第3条 契約を締結する企業等は次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 政治団体または宗教団体ではないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと。
- (3) 第1号に定める暴力団及び暴力団員等と関係のある者、関係する企業、総会屋その他反社会的勢力に該当する者ではないこと。

## (契約の種別)

第4条 契約の種別は、本会への支援内容及び本会が提供する権利に応じて複数設けることができる。

## (支援及び権利の内容)

第5条 協賛企業の本会への支援及び権利の内容は、本規程に基づき別途セールシートを作成し、その内容は、ブランド戦略委員会において定めることとする。

## (契約の手順)

第6条 契約は両者の承認により有効となる。契約書の様式、内容および取り交わしの詳細については両者で協議の上、締結する。

## (契約の期間)

第7条 契約の期間は両者で協議の上、契約ごとに定める。

(契約の締結)

第8条 契約の締結に際しては、専務理事の決裁を得て、締結するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、令和3年3月5日から施行する。